

高校教育改革実行計画・先導拠点推進に係る有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 国の「高校教育改革に関する基本方針～2040年に向けた『N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想』～」を踏まえた「高等学校教育改革実行計画（以下「実行計画」という。）」の原案策定並びに実行計画及び改革先導拠点における取組の進捗管理、評価及び必要な見直しを行うに当たり、幅広い意見を反映させるため、高校教育改革実行計画・先導拠点推進に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（構成）

第2条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、別表のとおりとする。

（役割）

第3条 有識者会議は、実行計画の原案策定並びに実行計画及び改革先導拠点における取組の進捗管理、評価及び必要な見直しに関し、必要な意見を述べる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（座長及び副座長）

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 座長は、有識者会議を招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第7条 有識者会議は、公開とする。ただし、個人情報保護又はその他の理由により出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（事務局）

第8条 有識者会議の事務局は、教育局県立学校部魅力ある高校づくり課及び高校教育指導課に置く。

2 事務局は、相互に連携し、有識者会議の庶務を処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行し、令和11年3月31日をもってその効力を失う。